

△調査報告▽

## 京都泉涌寺古文書探訪記(三)

(泉涌寺中世文書目録)

東山泉涌寺の古文書調査も今年で満三年目を迎える。

その第五次調査は本年三月下旬に、第六次調査は九月下旬に行なわれた。調査参加者は、大三輪龍彦(鶴見大学)伊藤一美・小松大秀(第六次のみ)・山中清孝・吉井宏(第五次のみ。以上四名大学院生)・下平蓉子(専修大)学生、第六次のみ)である。

春秋二度の調査により整理を完了した葬礼関係史料は、春は後光明・後西・靈元・東山・中御門・桜町・桃園・後桜町・後桃園・光格・仁孝天皇及び、東福門院(後水尾中宮)・盛化門院(後桃園女御)・恭礼門院(桃園女御)・東京極院(光格後宮)・瑠璃光院・雲龍院・成不動院他、秋は孝明天皇及び、新上西門院(靈元中宮)・新朔平門院(仁孝女御)・承秋門院(東山中宮)他である。

史料点数は状冊合せて、孝明天皇の八百二十九点を筆頭に、以下東福門院の二百四十五点、承秋門院の二百十点と続く。ここで注目されるのは、史料が百点以上現存する天皇は昨年度報告済の後水尾・明正天皇の他、後西光格・仁孝・孝明天皇のみであり、後光明及び靈元と後桃園天皇は、おしなべて十点内外しか史料が残っていないことである。即断はできないが、史料の残存状況からも幕藩体制下における天皇の社会的地位の変化をある程度窺うことができるといえよう。

史料内容は、天皇・女院ともに、「御一会記」「金銀請払目録」「武家香奠帳」「請取申下行米之事」など、既報告の後水尾天皇の葬礼史料とほぼ同じ内容のものが多く、孝明天皇の場合は、將軍参詣史料・京都所司代京都町奉行・禁裏付賄頭取・大津代官・寺門伝奏勸修寺家等からの史料等バラエティに富んでおり、質量ともに最も充実している。また、状物六百十三点のうち、約三分の一は葬礼参詣の門跡・公卿らの御供の武士の人数書上げによって占められていることも興味深い。その他「東福門院御事記」、吉良上野介・雁金屋宗謙らの名も見える「延宝六年東福門院尊儀御中陰武家香奠帳」、正徳二年角倉与一宛の「請取申地子米同重力賃米之事」、慶応三年十二月二十五日(孝明天皇崩御の日)天皇の痘

瘡回癒の爲の祈禱依頼状等注目に値する史料は枚挙にいとまがない。

右の他忘れてならないのは、東福門院・孝明天皇の箱の中に混入していた史料である。総点数は五十点ほどであるが、寛文元年の山城国紀伊郡横大路村の一味徒党一件（六点）文久期の祠堂金貸付史料、年代不明の下行米入札目録、慶応二・三年の「歳中米請払勘定帳」等、寺領支配・寺院経済を明らかにしうる好史料が多い。第一次～三次調査で整理済の地方史料、日並記、そして山田家旧蔵文書などを併せ用いれば、かなりの程度までそれらの解明が可能であろう。

さて、本年度の調査により、泉涌寺文書の整理もあと数人分の女院史料を残すのみとなった。大三輪氏を中心とする我々調査班は、一昨年・昨年と二度にわたって調査結果の中間報告を行なって来たわけであるが、そろそろまとめの段階に入らねばならないであろう。従って今回は既に調査が完了した中世文書（便宜上慶長期までを中世とする。）の編年目録の作成を中心とした。そして、昨年度の「天皇の葬礼」の史料紹介の補説として、秋の調査の中心であった孝明天皇の葬礼に関して簡単な史料紹介を行ないたいと思う。

## 一、孝明天皇の葬礼

孝明天皇は天保二年（一八三二）、仁孝天皇第四皇子として生まれた。母は藤原雅子（新待賢門院正親町実光女）、諱は統仁である。弘化三年（一八四六）、十六才で踐祚、崩御の年まで二十年十ヶ月在位した。天皇の在位中はベリーの来航、異母妹和宮降嫁等内外ともに多事多難で、まさに疾風怒濤の時期であった。天皇御製の歌としては、

さまざまになきみわらひみかたりあふも、  
国を思ひつ民を思ふため

が最も著名であろう。

さて、孝明天皇が崩御されたのは、前述の如く慶応二年十二月二十五日である。（統徳川実紀、皇統略記は二十九日とある。）御年三十六才、死因は痘瘡の由であるが、毒殺されたという風説が当時からあったという。「統徳川実紀」によれば、慶応三年一月四日の条に「主上旧臘二十九日崩御、依之有被令旨」とあり、普請・鳴物停止、銃隊調練延期、静寛院宮（和宮）へ御機嫌伺等が命ぜられている。また一月二十四日には、香奠献備令が出されていることが知られる。

さて、慶応三年の神尾安太郎・中村雅太郎宛の「請取

京都泉涌寺古文書採訪記(三)

第Ⅰ表 「孝明天皇尊儀御一会金銀請払」

順	銀 貫	内 訳	備 考
1	671.750	下行米 770石	石ニ付 872 匁 4分 右大寺、静寛院宮他 鳥目 3805 貫 石ニ付 860 匁 銀 630 枚、鳥目 210 貫
2	108.028	武家香奠	
3	55.900	関東御附法事	
4	36.355	下行銭	
5	36.000	増米 100石	
6	29.400	中陰御被物料	
7	20.573	道具方價	
8	17.243	葬礼布施銀	
9	13.683	車舎并諸飯屋	
10	11.268	諸家香奠	
他	18.528	関東香奠他	
1	775.570	御一会諸雜費	(差引残高) 導師、前住他へ
2	80.000	奉 納	
3	34.410	葬礼大衆布施	
4	26.265	惣加布施	
5	26.120	中陰大衆布施	
6	20.000	加布施	
7	17.400	葬礼中陰中方已下	
8	18.500	右大寺様御附法事	
9	9.230	百箇日大衆布施	
10	5.500	静寛院宮御入仏事	
他	5.741	御入仏事他	

- 註 (1) 上段が収入、下段が支出。  
 (2) 金額の多い順に並べた。  
 (3) 収支とも総計は 1018 貫 780 匁 4分である。

申下行米之事」によれば、葬送百ヶ日の間に幕府から受取った米の総計は八百七十石で、後水尾天皇の場合より台所入用が百石増加している他は変化がない。しかも明治元年の「奉願口上書」によると、孝明天皇の葬礼のみ特別に百石加増されていることが知られる。

次に、「孝明天皇尊儀御一会金銀請払」をまとめたものが第Ⅰ表である。収入の合計は千拾三貫七百三十匁四分とあり、数字の上では後水尾天皇の場合の七十六貫八百九十二匁と比べて、約十三倍強である。しかしながら

第Ⅱ表 慶応二年「歳中米請払勘定帳」  
(1866)

順	米, 石	内 訳
1	267.7744	寺領当納
①	134.0371	深野新田
②	111.4892	上羽村
③	8.9998	丹州森村
④	8.8218	境 内
⑤	4.3314	勝竜寺村
⑥	0.0956	横大路村
2	93.0139	旧臘残米
3	20.0000	後陽成院 250回忌下行米
3	20.0000	御日供米
5	10.0000	東寺ヨリ借入米
他	3.2950	御供米他
1	12.648025	銀奉行江渡(内訳略)
2	33.3215	年中飯米(月別)
3	32.0300	下行米
4	28.4153	格別持節柄ニ付、為教被下
5	21.5830	年中給米
他	57.7742	東寺江返米他

- 註 差引残高 114.5246石繰越。  
 小数点以下、下5ヶケタは切捨た。

周知の如く慶応期は極端なインフレの時期であり、米値段は延宝期の約十四倍であり、実質的には葬礼費用そのものはそれほど拡大してはいないといえよう。収入の内訳は後水尾天皇の場合と同じく、幕府・諸大名からの下行米・香奠によって占められている。一方支出面を見てみると、御一会雜費が大部分を占め、以下奉納、布施と続く。

一方、右と比較するため慶応二年の經常収支(米請払)をみてみよう。(第Ⅱ表参照)収入の第一は寺領からの年貢米である。特に二百六十七石余の約半分は元治元年から泉涌寺領となった河内国讃良郡深野新田からの収入であることが注目される。その他旧臘残米、後陽成院二

百五十回忌下行米が目立つ。また、支出は銀奉行渡が最大であるが、寺領村々の庄屋・年寄給、寺役人給などの明細も知ることができ、好史料である。

以上、後半やや粗雑な史料紹介となってしまったが、後日詳細な検討をしたいと思う。

(山中清孝)

## 泉涌寺文書目録

### 凡 例

- 一、 本目録には、永仁四年以降慶長以前の泉涌寺蔵の中世文書を収載した。
- 二、 文書の配列は編年順とし、年月日の欠けたものについては、推定可能なものについてのみ挿入し、他は末尾に載せた。
- 三、 文書名は編者が付した。
- 四、 人名で解読不能の文字については、口で示し、人名不詳のものについては某とした。
- 五、 本目録は整理作業中の便宜をはかるために作成したカードによっているため、完全なものではなく、仮目録にすぎない。

京都泉涌寺古文書探訪記(三)

1	永仁 4 . 6 . 1	六波羅御教書
2	永仁 6 . 11	前関白家政所下文
3	建武 4 . 3 . 9	建武四年寺領紛失記
4	曆応 2 . 4 . 12	檢非違所別当宣
5	曆応 2 . 4 . 12	檢非違使庁下文
6	貞治 4 . 後 9 . 18	女房奉書 四条中將殿宛
7	貞治 6 . 2 . 5	守護遵行狀
8	永和 2 . 6 . 3	壳券案
9	年 欠	問答狀
10	康応元 . 11	後小松天皇御宸筆之写
11	(年欠) 8 . 10	後小松院院宣
12	応永 2 . 11	後小松天皇宸翰之写
13	応永 3 . 11 . 3	左大史書狀
14	(応永 3 . 11 . 3)	左大史書狀
15	応永 3 . 11 . 11	室町將軍家足利義持御教書
16	応永 3 . 11 . 21	室町將軍家足利義持御教書
17	(応永 3 . 11 . 26)	檢非違所下知狀
18	応永 3 . 11 . 27	檢非違所下知狀
19	応永 5 . 8 . 15	撰関家御教書
20	応永 17 . 10 . 5	足利義持御判御教書
21	応永 26 . 12 . 26	壳券案
22	応永 27 . 5 . 3	女房奉書
23	応永 27 . 6 . 12	室町幕府奉行人奉書案
24	応永 28 . 6	某寄進狀案
25	正長元 . 7 . 20	称光院御葬礼之記
26	永享 7 . 12 . 21	某玄狀 石井河内入道宛
27	享徳元 . 10 . 7	室町幕府奉行人奉書
28	享徳元 . 12 . 18	守護奉行人遵行狀 馬伏五郎左衛門尉宛
29	享徳元 . 12 . 19	守護奉行人遵行狀
30	享徳 2 . 9 . 27	室町幕府奉行人奉書
31	享徳 2 . 9 . 28	守護奉行人遵行狀 馬伏五郎左衛門尉宛
32	享徳 2 . 9 . 29	守護奉行人遵行狀
33	享徳 4 . 5 . 19	壳券
34	享徳 4 . 5 . 19	壳券案
35	康正元 . 12 . 29	室町幕府奉行人奉書
36	康正 2 . 3	宝林院主公尊言上狀案
37	康正 2 . 4 . 13	壳券
38	文明 2 . 6 . 10	泉奥寺教信去狀
39	文明 14 . 6 . 10	守護奉行人遵行狀
40	文明 14 . 6 . 10	守護奉行人遵行狀

41 (文明18)

靈光之額字并裏書添状

59 大永2・7・20

後柏原天皇繪旨

42 長享2・4・2

室町幕府奉行人奉書 (松田長秀・飯尾清房)

60 大永6・4・28

女房奉書

43 明応元・11・3

泉涌寺未寺背寺法追放之繪旨之写

62 大永6・6・8

後柏原院崩御記 (実ハ御中陰記)

(後土御門天皇繪旨)

63 (年欠)

後柏原院御中陰之記

44 明応2・9・2

室町幕府奉行人奉書案

64 (年欠) 12・16

後柏原院御中陰記

45 明応3・10・19

室町幕府奉行人奉書

65 (年欠)

後柏原院崩御記 (二水記抄大永6)

46 明応3・10・19

室町幕府奉行人奉書

66 (年欠)

女房奉書

47 明応3・10・19

室町幕府奉行人奉書

67 (年欠) 11・5

斎藤越前書状

48 明応6・3・17

後土御門天皇繪旨

68 享祿元・10・10

守護奉行人遵行状 (飯尾為清)

49 明応9・12・20

後柏原天皇繪旨

69 享祿2・6・18

撰関家御教書

50 文龜元・12・13

上杉氏寄進状

70 享祿2・7・10

柳本某書状

51 文龜3・10・12

泉涌寺領山科郷散在地目錄

71 享祿2・10・16

守護奉行人遵行状 (飯尾為清)

52 永正5・11・23

守護奉行人奉書

72 享祿2・12・11

(縮方又三郎宛)

53 永正7・10・10

守護遵行状 神保越前守宛

73 享祿3・9・20

室町幕府奉行人奉書 (飯尾堯連・松田秀俊) (柳本彈正忠宛)

54 永正13・8・9

新熊野觀音從雲龍院兼帶之旧記写

74 享祿4・10・19

後奈良天皇繪旨案

55 永正13・9・10

雲龍院雜掌 (欠)

75 享祿8・12・20

幕府奉行人奉書 (飯尾為清)

56 永正13・9・24

女房奉書

76 天文2・4・27

幕府奉行人奉書 (飯尾為清)

57 永正17・9・5

室町幕府奉行人奉書 (斎藤時基・飯尾貞運)

77 天文7・9・22

守護奉行人遵行状 (飯尾元運)

58 永正17・9・5

室町幕府奉行人奉書 (斎藤時基・飯尾貞運)

78 天文8・3

勸進状

京都泉涌寺古文書探訪記(三)

- |     |        |       |      |                   |
|-----|--------|-------|------|-------------------|
| 79  | 天文 8   | ・ 後 6 | ・ 5  | 後奈良天皇繪旨案(尼子伊与守宛)  |
| 80  | 天文 9   | ・ 4   | ・ 12 | 女房奉書(安察使大納言殿宛)    |
| 81  | 天文 10  | ・ 7   | ・ 20 | 女房奉書              |
| 82  | 天文 10  | ・ 9   |      | 泉涌寺領西九条散在地目録      |
| 83  | 天文 17  | ・ 正   | ・ 18 | 後奈良天皇繪旨           |
| 84  | 天文 17  | ・ 4   | ・ 7  | 女房奉書(戒光寺宛)        |
| 85  | 天文 17  |       |      | 女房奉書(戒光寺宛)        |
| 86  | 天文 18  |       |      | 女房奉書              |
| 87  | 天文 19  | ・ 3   | ・ 19 | 女房奉書              |
| 88  | 天文 19  | ・ 4   | ・ 3  | 女房奉書              |
| 89  | 弘治 3   | ・ 3   | ・ 12 | 後奈良院開山和尚国師号之御宸翰之写 |
| 90  | 弘治 3   | ・ 9   | ・ 18 | 前田玄以書狀            |
| 91  | (弘治 4) | ・ 正   | ・ 5  | 前田玄以書狀            |
| 92  | (年欠)   | ・ 8   | ・ 14 | 前田玄以書狀            |
| 93  | (弘治 4) | ・ 正   | ・ 11 | 時房・春□・親綱連署狀       |
| 94  | (年欠)   | ・ 10  | ・ 30 | 松永弾正久秀書狀          |
| 95  | (年欠)   | ・ 10  | ・ 30 | 松永弾正久秀書狀          |
| 96  | 永祿 10  | ・ 3   | ・ 1  | 正親町天皇繪旨案          |
| 97  | 永祿 10  | ・ 3   | ・ 1  | 繪旨(写)             |
| 98  | 永祿 10  | ・ 5   | ・ 21 | 繪旨(写)             |
| 99  | 永祿 10  | ・ 10  | ・ 6  | 女房奉書              |
| 100 | 永祿 10  | ・ 12  | ・ 1  | 正親町天皇繪旨           |
| 101 | 永祿 11  | ・ 5   | ・ 21 | 正親町天皇繪旨           |
| 102 | 永祿 11  | ・ 11  | ・ 21 | 正親町天皇繪旨           |
| 103 | (年欠)   | ・ 10  | ・ 25 | 守護奉行人遵行狀          |
| 104 | (年欠)   | ・ 12  | ・ 23 | 某書狀(大館上総介宛)       |
| 105 | (年欠)   | ・ 12  | ・ 15 | 織田信長黒印狀           |
| 106 | 元龜 2   | ・ 2   | ・ 20 | 山林法度条目            |
| 107 | 天正元    | ・ 9   | ・ 吉辰 | 仏牙法会勸進記           |
| 108 | 天正元    | ・ 9   | ・ 吉辰 | 勸進狀               |
| 109 | (年欠)   | ・ 2   | ・ 6  | 明真書狀              |
| 110 | (年欠)   | ・ 卯月  | ・ 17 | 氏政書狀              |
| 111 | (年欠)   | ・ 6   | ・ 18 | 元武書狀              |
| 112 | (年欠)   | ・ 8   | ・ 15 | 毛利輝元書狀            |
| 113 | (年欠)   | ・ 9   | ・ 5  | 宮修理亮知盛書狀          |
| 114 | (年欠)   | ・ 11  | ・ 23 | 秀慶・忠親連署書狀         |
| 115 | (年欠)   | ・ 11  | ・ 27 | 僧全教・慶珉・礼照連署書狀     |
| 116 | 天正 5   | ・ 正   | ・ 14 | 蘭奢待寄進狀            |
| 117 | 天正 12  | ・ 9   | ・ 8  | 正親町天皇繪旨           |
| 118 | 天正 13  | ・ 後 8 | ・ 23 | 民部卿法印書狀(前田玄以)     |
| 119 | 天正 13  | ・ 11  | ・ 21 | 太閤公御朱印之写          |
| 120 | 天正 13  | ・ 12  | ・ 22 | 一柳勘左衛門書狀          |
| 121 | 天正 13  | ・ 12  | ・ 吉辰 | 一山別朱印旧記           |

122	天正 18	・ 11	・ 21	豊臣秀吉寺領寄進状
123	天正 13	・ 11	・ 21	豊臣秀吉朱印状之写
124	天正 13	・ 11	・ 21	豊臣秀吉朱印状
125	天正 15	・ 11	・ 10	民部卿法印書状(前田玄以)
126	天正 17	・ 8	・ 8	当寺諸塔頭免許状
127	天正 17	・ 12	・ 1	豊臣秀吉朱印状
128	天正 17	・ 12	朔	(豊臣秀吉朱印状)写
129	天正 17	・ 12	・ 10	豊臣秀吉朱印状 泉涌寺宛
130	天正 17	・ 12	・ 10	豊臣秀吉朱印状 泉涌寺来迎院宛
131	天正 17	・ 12	・ 10	豊臣秀吉朱印状
132	天正 18	・ 12	・ 14	後陽成天皇綸旨
133	文祿 2	・ 2	・ 10	後陽成天皇綸旨
134	文祿 4	・ 10	・ 2	豊臣秀吉朱印状
135	年不詳	・ 2	・ 2	豊臣秀吉朱印状
136	年不詳	・ 5	・ 12	豊臣秀吉朱印状
137	年不詳	・ 6	・ 15	豊臣秀吉朱印状
138	年不詳	・ 8	・ 17	豊臣秀吉朱印状
139	年不詳			豊臣秀吉御朱印之覚
140	年不詳			女房奉書(押紙正親町院)
141	文祿 2	・ 6	・ 12	後陽成天皇綸旨案
142	慶長 3	・ 9	・ 18	法音院僧某書状
143	慶長 7	・ 9	・ 17	権太小三郎之親書状
144	慶長 8	・ 7	・ 25	大仏仙僧会布施目録
145	慶長 13	・ 6	・ 11	後陽成天皇綸旨
146	慶長 15	・ 8	・ 5	後陽成天皇綸旨
147	慶長 15	・ 8	・ 18	勸進状
148	慶長 16	・ 10	・ 3	女房奉書
149	年欠			泉涌寺仏牙伝来記
150	年欠			歴代天皇御代々記
151	年欠後	8	・ 27	某書状
152	年欠			村井作右衛門尉貞盛書状
153	年欠	・ 9	・ 28	石成長俊書状
154	年欠	・ 6	・ 16	小林長俊書状
155	年不詳	・ 6	・ 16	小林長俊書状
156	年欠	・ 8	・ 21	女房奉書
157	年欠	・ 12	・ 23	某書状(大館上総介宛)
158	年欠	・ 6	・ 5	綸旨案
159	年欠	・ 9	・ 16	綸旨案
160	年欠	・ 11		某書状
161	年欠	・ 8	・ 14	某書状
162	年欠	・ 11	・ 6	僧智□書状
163	年月日不詳			女房奉書
164	年欠	・ 5	・ 18	施薬院全宗書状
165	年欠	閏 5	・ 1	吉良若狭守書状案



- |             |              |
|-------------|--------------|
| 166年欠・正月晦日  | 安東伊勢守書狀      |
| 167年欠・6・18  | 赤川十郎左衛門他連署書狀 |
| 168年欠・7・22  | 繪旨案文         |
| 169年月日不詳    | 女房奉書         |
| 170年月日不詳    | 僧某書狀         |
| 171年欠・7・23  | 某書狀          |
| 172年欠・後9・13 | 某書狀          |
| 173年欠・8・2   | 某書狀          |
| 174年欠・9・4   | 僧某書狀         |
| 175年欠・3・25  | 西大寺高玄書狀      |
| 176年欠・7・28  | 某書狀          |
| 177年欠・11・9  | 柳本右衛内尉□安書狀   |
| 178年欠       | 太閤秀吉公御朱印写    |